

『業務のお役立ち情報ハンドブック2016』は、人事・総務・経理といった管理部門において参照する機会が多い業務情報を整理した 便利な情報ガイドです。

【目次】

一般業務のお役立ち情報

- ・ 印紙税額一覧表 p2、p3、p4
- ・ 年齢早見表 2016年（平成28年）版 p5
- ・ 主な通常郵便物の料金 p6
- ・ 世界の主な国の通貨一覧表 p6

人事・総務部 業務お役立ち情報

- ・ 2016年カレンダー／2016年祝日一覧 p7
- ・ 報酬月額早見表 p8
- ・ 給与関連スケジュール（1～7月）（7月～12月） p9、p10

経理部 業務お役立ち情報

- ・ 主な非課税取引 p11
- ・ 課税の対象とならないもの（不課税）の具体例 p12
- ・ 帳簿の記載事項と保存 p12
- ・ 有形減価償却資産の耐用年数表（抜粋） p13
- ・ 例示：LAN設備の耐用年数 p13
- ・ 無形減価償却資産の耐用年数表（抜粋） p13
- ・ 減価償却の償却率表 p14

● 印紙税額一覧表 (A) 平成27年9月現在

※ 主要項目以外は省略しています。

番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書
1	1. 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 例: 不動産売買契約書、不動産交換契約書、不動産売渡証書など 注: 無体財産権とは、特許権、実用新案権、商標権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、商号及び著作権をいいます。	記載された契約金額が 1万円以上 10万円以下 のもの 200円 10万円を超え 50万円以下 " 400円 50万円を超え 100万円以下 " 1千円 100万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円	記載された契約金額が1万円未満のもの
	2. 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 例: 土地賃貸借契約書、土地賃料変更契約書など 3. 消費貸借に関する契約書 例: 金銭借用証書、金銭消費貸借契約書など 4. 運送に関する契約書 例: 運送契約書、貨物運送引受書など 注: 運送に関する契約書には、用船契約書を含み、乗車券、乗船券、航空券及び運送状は含まれません。	契約金額の記載のないもの 200円	
1	上記の1に該当する「不動産の譲渡に関する契約書」のうち、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日～平成30年3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 50万円以下 のもの 200円 50万円を超え 100万円以下 " 500円 100万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円	
		【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下 のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 " 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 " 8万円 5億円を超え 10億円以下 " 18万円 10億円を超え 50億円以下 " 36万円 50億円を超えるもの 54万円	

● 印紙税額一覧表 (B) 平成27年9月現在

※ 主要項目以外は省略しています。

番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書
	請負に関する契約書 例: 工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、映画俳優専属契約書、請負金額変更契約書など 注: 請負には、職業野球の選手、映画（演劇）の俳優（監督・演出家・プロデューサー）、プロボクサー、プロレスラー、音楽家、舞踊家、テレビジョン放送の演技者（演出家、プロデューサー）が、その者としての役務の提供を約することを内容とする契約を含みます。	記載された契約金額が 1万円以上 100万円以下 のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 " 400円 200万円を超え 300万円以下 " 1千円 300万円を超え 500万円以下 " 2千円 500万円を超え 1千万円以下 " 1万円 1千万円を超え 5千万円以下 " 2万円 5千万円を超え 1億円以下 " 6万円 1億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 20万円 10億円を超え 50億円以下 " 40万円 50億円を超えるもの 60万円 契約金額の記載のないもの 200円	記載された契約金額が1万円未満のもの
2	上記の「請負に関する契約書」のうち、建設業法第2条第1項に規定する建設工事の請負に係る契約に基づき作成されるもので、平成9年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成されるものについては、契約書の作成年月日及び記載された契約金額に応じ、右欄のとおり印紙税額が軽減されています。 (注) 契約金額の記載のないものの印紙税額は、本則どおり200円となります。	【平成26年4月1日～平成30年3月31日】 記載された契約金額が 1万円以上 200万円以下 のもの 200円 200万円を超え 300万円以下 " 500円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 5千円 1千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 3万円 1億円を超え 5億円以下 " 6万円 5億円を超え 10億円以下 " 16万円 10億円を超え 50億円以下 " 32万円 50億円を超えるもの 48万円 【平成9年4月1日～平成26年3月31日】 記載された契約金額が 1千万円を超え 5千万円以下 のもの 1万5千円 5千万円を超え 1億円以下 " 4万5千円 1億円を超え 5億円以下 " 8万円 5億円を超え 10億円以下 " 18万円 10億円を超え 50億円以下 " 36万円 50億円を超えるもの 54万円	

● 印紙税額一覧表 (C) 平成27年9月現在

※ 主要項目以外は省略しています。

番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	主な非課税文書
3	約束手形、為替手形 注：1. 手形金額の記載のない手形は非課税となりますが、金額を補充したときは、その補充をした人がその手形を作成したものとみなされ、納税義務者となります。 2. 振出人の署名のない白地手形（手形金額の記載のないものは除きます。）で、引受人やその他の手形当事者の署名のあるものは、引受人やその他の手形当事者がその手形を作成したことになります。	記載された手形金額が 10万円以上 100万円以下 のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 " 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円	1. 記載された手形金額が10万円未満のもの 2. 手形金額の記載のないもの 3. 手形の複本又は謄本
	①一覧払のもの、②金融機関相互間のもの、③外国通貨で金額を表示したもの、④非居住者円表示のもの、⑤円建銀行引受手形	200円	
7	継続的取引の基本となる契約書 注：契約期間が3か月以内で、かつ更新の定めのないものは除きます。 例：売買取引基本契約書、特約店契約書、代理店契約書、業務委託契約書、銀行取引約定書など	4千円	
17	1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書 注：1. 売上代金とは、資産を譲渡することによる対価、資産を使用させること（権利を設定することを含みます。）による対価及び役務を提供することによる対価をいい、手付けを含みます。 2. 株券等の譲渡代金、保険料、公社債及び預貯金の利子などは売上代金から除かれます。 例：商品販売代金の受取書、不動産の賃貸料の受取書、請負代金の受取書、広告料の受取書など	記載された受取金額が 100万円以下のもの 200円 100万円を超え 200万円以下 のもの 400円 200万円を超え 300万円以下 " 600円 300万円を超え 500万円以下 " 1千円 500万円を超え 1千万円以下 " 2千円 1千万円を超え 2千万円以下 " 4千円 2千万円を超え 3千万円以下 " 6千円 3千万円を超え 5千万円以下 " 1万円 5千万円を超え 1億円以下 " 2万円 1億円を超え 2億円以下 " 4万円 2億円を超え 3億円以下 " 6万円 3億円を超え 5億円以下 " 10万円 5億円を超え 10億円以下 " 15万円 10億円を超えるもの 20万円 受取金額の記載のないもの 200円	次の受取書は非課税 1. 記載された受取金額が 5万円未満（※） のもの 2. 営業に関しないもの 3. 有価証券、預貯金証書など特定の文書に追記した受取書 ※ 平成26年3月31日までに作成されるものについては、記載された受取金額が、 3万円未満 のものが非課税とされていました。
	2 売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書 例：借入金の受取書、保険金の受取書、損害賠償金の受取書、補償金の受取書、返還金の受取書など	200円	

●年齢早見表

平成28年（2016年）

年号	西暦	干支	年齢
大正 5	1916年	辰	100歳
6	1917年	巳	99歳
7	1918年	午	98歳
8	1919年	未	97歳
9	1920年	申	96歳
10	1921年	酉	95歳
11	1922年	戌	94歳
12	1923年	亥	93歳
13	1924年	子	92歳
14	1925年	丑	91歳
大正 15	1926年	寅	90歳
昭和 1			
2	1927年	卯	89歳
3	1928年	辰	88歳
4	1929年	巳	87歳
5	1930年	午	86歳
6	1931年	未	85歳
7	1932年	申	84歳
8	1933年	酉	83歳
9	1934年	戌	82歳
10	1935年	亥	81歳
11	1936年	子	80歳
12	1937年	丑	79歳
13	1938年	寅	78歳
14	1939年	卯	77歳
15	1940年	辰	76歳
16	1941年	巳	75歳
17	1942年	午	74歳
18	1943年	未	73歳
19	1944年	申	72歳
20	1945年	酉	71歳
21	1946年	戌	70歳
22	1947年	亥	69歳
23	1948年	子	68歳
24	1949年	丑	67歳

年号	西暦	干支	年齢
昭和 25	1950年	寅	66歳
26	1951年	卯	65歳
27	1952年	辰	64歳
28	1953年	巳	63歳
29	1954年	午	62歳
30	1955年	未	61歳
31	1956年	申	60歳
32	1957年	酉	59歳
33	1958年	戌	58歳
34	1959年	亥	57歳
35	1960年	子	56歳
36	1961年	丑	55歳
37	1962年	寅	54歳
38	1963年	卯	53歳
39	1964年	辰	52歳
40	1965年	巳	51歳
41	1966年	午	50歳
42	1967年	未	49歳
43	1968年	申	48歳
44	1969年	酉	47歳
45	1970年	戌	46歳
46	1971年	亥	45歳
47	1972年	子	44歳
48	1973年	丑	43歳
49	1974年	寅	42歳
50	1975年	卯	41歳
51	1976年	辰	40歳
52	1977年	巳	39歳
53	1978年	午	38歳
54	1979年	未	37歳
55	1980年	申	36歳
56	1981年	酉	35歳
57	1982年	戌	34歳
58	1983年	亥	33歳

年号	西暦	干支	年齢
昭和 59	1984年	子	32歳
60	1985年	丑	31歳
61	1986年	寅	30歳
62	1987年	卯	29歳
63	1988年	辰	28歳
昭和 64	1989年	巳	27歳
平成 1			
2	1990年	午	26歳
3	1991年	未	25歳
4	1992年	申	24歳
5	1993年	酉	23歳
6	1994年	戌	22歳
7	1995年	亥	21歳
8	1996年	子	20歳
9	1997年	丑	19歳
10	1998年	寅	18歳
11	1999年	卯	17歳
12	2000年	辰	16歳
13	2001年	巳	15歳
14	2002年	午	14歳
15	2003年	未	13歳
16	2004年	申	12歳
17	2005年	酉	11歳
18	2006年	戌	10歳
19	2007年	亥	9歳
20	2008年	子	8歳
21	2009年	丑	7歳
22	2010年	寅	6歳
23	2011年	卯	5歳
24	2012年	辰	4歳
25	2013年	巳	3歳
26	2014年	午	2歳
27	2015年	未	1歳
28	2016年	申	0歳

●主な通常郵便物の料金

種類	内容	重量	基本料金
第一種郵便物 (封書)	定形（長さ14～23.5cm、幅9～12cm の長方形で、厚さが1cmまでのもの）	25gまで	82円
		50gまで	92円
	定形外 ・長さが60cm以内、長さ、幅および厚 さの合計が90cm以内、重量が4kg以内 のもの ・定形の形状であっても50gを超えると 定形外になります	50gまで	120円
		100gまで	140円
		150gまで	205円
		250gまで	250円
		500gまで	400円
		1kgまで	600円
		2kgまで	870円
		4kgまで	1,180円
	郵便書簡（ミニレター）：はがきの3倍 のスペースを持った封筒兼用の便箋	写真、メモ等で薄い物は同封できますが、25gを超え ると定形外郵便物となりますので、ご注意ください。	62円
第二種郵便物 (はがき)	通常はがき	全国一律	52円
	往復はがき		104円

種類	内容	重量	料金
速達	郵便物 (手紙・は がき)	250gまで	+ 280円（基本料金に加算）
		1kgまで	+ 380円（基本料金に加算）
		4kgまで	+ 650円（基本料金に加算）
書留	郵便物 (手紙・は がき)	現金書留	+430円（基本料金に加算）（損害要償額1万円まで） さらに5,000円ごとに+10円（上限50万円）
		一般書留	+430円（基本料金に加算）（損害要償額10万円まで） さらに5万円ごとに+21円（上限500万円）
		簡易書留	+310円（基本料金に加算）（損害要償額5万円まで）
	ゆうメール	一般書留	+370円（基本運賃に加算）（損害要償額10万円まで） さらに5万円ごとに+21円（上限500万円）
		簡易書留	+310円（基本運賃に加算）（損害要償額5万円まで）

●世界の主な国の通貨一覧表

地域	通貨	通貨 コード	地域	通貨	通貨 コード	地域	通貨	通貨 コード
ア ジ ア	日本円	JPY	北 中 南 米	アメリカ・ドル	USD	ヨ ー ロ ッ パ	UK・ポンド	GBP
	韓国ウォン	KRW		カナダ・ドル	CAD		スイス・フラン	CHF
	人民元	CNY		メキシコ・ペソ	MXN		デンマーク・クローネ	DKK
	香港ドル	HKD		ブラジル・レアル	BRL		ノルウェー・クローネ	NOK
	台湾元	TWD		アルゼンチン・ペソ	ARS		ロシア・ルーブル	RUB
	シンガポール・ドル	SGD	ア オ ニ セ	オーストラリア・ドル	AUD	ユ ー ロ 圏	ユーロ (フランス、ドイツ、 イタリア、オランダ、 スペインほか)	EUR
	タイ・バーツ	THB		ニュージーランド・ドル	NZD			
	フィリピン・ペソ	PHP	中 近 東	アラブ首長国連邦ディル ハム	AED	ア フリ カ	エジプト・ポンド	EGP
	マレーシア・リンギット	MYR		クウェート・ディナール	KWD		ケニア・シリング	KES
	インドネシア・ルピア	IDR		サウジアラビア・リヤル	SAR		南アフリカ・ランド	ZAR
	インド・ルピー	INR						

2016年(平成28年)カレンダー

○ … 祝日

1月 January						
日	月	火	水	木	金	土
					①	2
3	4	5	6	7	8	9
10	⑪	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月 February						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	⑪	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29					

3月 March						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
⑳	㉑	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

4月 April						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	㉒	30

5月 May						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	③	④	⑤	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月 June						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月 July						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	⑱	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月 August						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	⑪	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月 September						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	⑱	20	21	㉒	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月 October						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	⑩	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月 November						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	③	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	㉓	24	25	26
27	28	29	30			

12月 December						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	㉔	24
25	26	27	28	29	30	31

2016年祝日一覧

1月 1日(金) 元日
 1月11日(月) 成人の日
 2月11日(木) 建国記念の日
 3月20日(日) 春分の日
 3月21日(月) 振替休日
 4月29日(金) 昭和の日

5月 3日(火) 憲法記念日
 5月 4日(水) みどりの日
 5月 5日(木) こどもの日
 7月18日(月) 海の日
 8月11日(木) 山の日
 9月19日(月) 敬老の日

9月22日(木) 秋分の日
 10月10日(月) 体育の日
 11月 3日(木) 文化の日
 11月23日(水) 勤労感謝の日
 12月23日(金) 天皇誕生日

●報酬月額早見表

等級	標準報酬月 (円)	報酬月額 (円以上～円未満)
1	58,000	63,000
2	68,000	63,000 ～ 73,000
3	78,000	73,000 ～ 83,000
4	88,000	83,000 ～ 93,000
5(1)	98,000	93,000 ～ 101,000
6(2)	104,000	101,000 ～ 107,000
7(3)	110,000	107,000 ～ 114,000
8(4)	118,000	114,000 ～ 122,000
9(5)	126,000	122,000 ～ 130,000
10(6)	134,000	130,000 ～ 138,000
11(7)	142,000	138,000 ～ 146,000
12(8)	150,000	146,000 ～ 155,000
13(9)	160,000	155,000 ～ 165,000
14(10)	170,000	165,000 ～ 175,000
15(11)	180,000	175,000 ～ 185,000
16(12)	190,000	185,000 ～ 195,000
17(13)	200,000	195,000 ～ 210,000
18(14)	220,000	210,000 ～ 230,000
19(15)	240,000	230,000 ～ 250,000
20(16)	260,000	250,000 ～ 270,000
21(17)	280,000	270,000 ～ 290,000
22(18)	300,000	290,000 ～ 310,000
23(19)	320,000	310,000 ～ 330,000
24(20)	340,000	330,000 ～ 350,000
25(21)	360,000	350,000 ～ 370,000
26(22)	380,000	370,000 ～ 395,000
27(23)	410,000	395,000 ～ 425,000
28(24)	440,000	425,000 ～ 455,000
29(25)	470,000	455,000 ～ 485,000
30(26)	500,000	485,000 ～ 515,000
31(27)	530,000	515,000 ～ 545,000
32(28)	560,000	545,000 ～ 575,000
33(29)	590,000	575,000 ～ 605,000
34(30)	620,000	605,000 ～ 635,000

等級	標準報酬月額 (円)	報酬月額 (円以上～円未満)
35	650,000	635,000 ～ 665,000
36	680,000	665,000 ～ 695,000
37	710,000	695,000 ～ 730,000
38	750,000	730,000 ～ 770,000
39	790,000	770,000 ～ 810,000
40	830,000	810,000 ～ 855,000
41	880,000	855,000 ～ 905,000
42	930,000	905,000 ～ 955,000
43	980,000	955,000 ～ 1,005,000
44	1,030,000	1,005,000 ～ 1,055,000
45	1,090,000	1,055,000 ～ 1,115,000
46	1,150,000	1,115,000 ～ 1,175,000
47	1,210,000	1,175,000 ～

◆保険料の料率

健康保険	【個人】	
	【会社】	
介護保険	【個人】	
	【会社】	
厚生年金	【個人】	
	【会社】	
厚生年金基金	【個人】	
	【会社】	

：厚生年金保険は30等級まで

※ 等級欄の () 内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

●給与関連スケジュール（1月～7月）

このスケジュールは4月入社を元に作成しております。あくまで参考情報となりますので、詳しくは各実施機関にお問い合わせください。

	内容	書類名	提出・納付先	期限
1月	年末調整分の源泉所得税の納付、および源泉所得税（納期の特例分）の納付（前年7月～12月）	納付書（特例用）	税務署	10日（納期限の特例を受けた場合は20日）
	源泉徴収票、給与支払報告書、法定調書合計表の作成および提出	源泉徴収票、給与支払報告書、給与所得の源泉徴収票など法定調書および法定調書の合計表	社員の住所地の市区町村、税務署	31日
2月	人事考課（能力考課）			
	確定申告	確定申告書、源泉徴収票、各種領収書・証明書 ※詳しくは管轄の税務署にお問い合わせ下さい。	税務署	3月15日まで
3月	退職金の支払いと各種控除	退職所得の受給に関する申告書兼退職所得申告書、退職所得の源泉徴収票・特別徴収票	申告書は退職者から会社へ、源泉徴収票は会社から退職者へ	申告書は退職金の支払日前まで、源泉徴収票は支払後
	退職による、社会保険・労働保険資格喪失手続き	健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届、雇用保険被保険者資格喪失届、離職証明書、源泉徴収票	年金事務所、公共職業安定所、退職者	厚生年金・健康保険は退職日の翌日から5日以内、雇用保険は10日以内
4月	新入社員入社に伴う給与計算事務（社会保険・雇用保険資格取得手続き、扶養控除等（異動）申告書などの受理）	健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者（異動）届、雇用保険被保険者資格取得届、給与取得者の扶養控除等（異動）申告書	年金事務所、公共職業安定所、申告書は各社員から会社へ	厚生年金・健康保険は入社から5日以内、雇用保険は翌月10日まで
	社員の退職・転勤などによる給与所得者の異動	給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	社員の住所地の市区町村	15日
	昇給/ベースアップ			
5月	定期健診			
	毎月の定期的事務業務			
6月	住民税の特別徴収税額の改定			
	住民税の特別徴収税額（納期の特例分）の納付（前年12月～5月分）	納入書	市区町村	10日
7月	人事考課（業績考課）			
	労働保険料の概算保険料と確定保険料の申告及び納付	労働保険概算・確定保険料申告書	労働基準監督署	6月1日から7月10日まで

●給与関連スケジュール（7月～12月）

このスケジュールは4月入社を元に作成しております。あくまで参考情報となりますので、詳しくは各実施機関にお問い合わせください。

	内容	書類名	提出・納付先	期限
7月	健康保険・厚生年金保険料の見直し（定時決定）	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届	年金事務所	1日から10日まで
	源泉所得税額（納期の特例分）の納付（1月～6月分）	納付書（特例用）	税務署	10日
	給与変動による社会保険料の改定（昇給4ヶ月目）	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額変更届	年金事務所	給与額の変動後、3ヶ月目の給与支払日より遅滞なく
	夏季賞与の支給	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	年金事務所	賞与支払日から5日以内
	高年齢者雇用状況報告及び障害者雇用状況報告	高年齢者雇用状況報告・障害者雇用状況報告	公共職業安定所	7月15日
8月	4月の昇降給で改定した社会保険料の控除			
9月	毎月の定期的事務業務			
10月	7月の定時決定で変更した社会保険料の控除			
11月	年末調整の準備	給与所得者の扶養控除等（異動）申告書などの各種申告書	各社員から会社へ	12月最後の給与・賞与支払日前日まで
	人事考課（業績考課）			
12月	住民税の特別徴収税額（納期の特例分）の納付（6月～11月分）	納入書	市区町村	10日
	冬季賞与の支給	健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届	年金事務所	賞与支払日から5日以内
	年末調整	源泉徴収簿、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書、給与所得者の住宅借入金（取得）等特別控除申告書、他添付書類		
定期事務	前月分の源泉所得税額の納付	給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）	税務署	毎月10日
	前月分の住民税の特別徴収税額の納付	納入書	市区町村	毎月10日
	健康保険料・厚生年金保険料、介護保険料の納付	納入告知書	年金事務所	毎月末
	労働保険料の分割納付（延納）	納付書	労働基準監督署	7/10, 10/31, 1/31

●主な非課税取引

[平成27年4月1日現在法令等]

1) 土地の譲渡及び貸付け	土地には、借地権などの土地の上に存する権利を含みます。 ただし、1か月未満の土地の貸付け及び駐車場などの施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税取引には当たりません。
2) 有価証券等の譲渡	国債や株券などの有価証券、登録国債、合名会社などの社員の持分、抵当証券、金銭債権などの譲渡 ー ただし、株式・出資・預託の形態によるゴルフ会員権などの譲渡は非課税取引には当たりません。
3) 支払手段の譲渡	銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨、小切手、約束手形などの譲渡 ただし、これらを収集品として譲渡する場合は非課税取引には当たりません。
4) 預貯金の利子及び保険料を対価とする役務の提供等	預貯金や貸付金の利子、信用保証料、合同運用信託や公社債投資信託の信託報酬、保険料、保険料に類する共済掛金など
5) 日本郵便株式会社などが行う郵便切手類の譲渡、印紙の売渡し場所における印紙の譲渡及び地方公共団体などが行う証紙の譲渡	
6) 商品券、プリペイドカードなどの物品切手等の譲渡	
7) 国等が行う一定の事務に係る役務の提供	国、地方公共団体、公法人、公益法人等が法令に基づいて行う一定の事務に係る役務の提供で、法令に基づいて徴収される手数料 なお、この一定の事務とは、例えば、登記、登録、特許、免許、許可、検査、検定、試験、証明、公文書の交付などです。
8) 外国為替業務に係る役務の提供	
9) 社会保険医療の給付等	健康保険法、国民健康保険法などによる医療、労災保険、自賠責保険の対象となる医療など ー ただし、美容整形や差額ベッドの料金及び市販されている医薬品を購入した場合は非課税取引には当たりません。
10) 介護保険サービスの提供	介護保険法に基づく保険給付の対象となる居宅サービス、施設サービスなど ただし、サービス利用者の選択による特別な居室の提供や送迎などの対価は非課税取引には当たりません。
11) 社会福祉事業等によるサービスの提供	社会福祉法に規定する第一種社会福祉事業、第二種社会福祉事業、更生保護事業法に規定する更生保護事業などの社会福祉事業等によるサービスの提供
12) 助産	医師、助産師などによる助産に関するサービスの提供
13) 火葬料や埋葬料を対価とする役務の提供	
14) 一定の身体障害者用物品の譲渡や貸付け	義肢、盲人用安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車いす、改造自動車などの身体障害者用物品の譲渡、貸付け、製作の請負及びこれら身体障害者用物品の修理のうち一定のもの
15) 学校教育	学校教育法に規定する学校、専修学校、修業年限が1年以上などの一定の要件を満たす各種学校等の授業料、入学検定料、入学金、施設設備費、在学証明手数料など
16) 教科用図書の譲渡	
17) 住宅の貸付け	契約において人の居住の用に供することが明らかなものに限られます。 ただし、1か月未満の貸付けなどは非課税取引には当たりません。

(消法4、6、消法別表第一、消令8～16の2、平22改正消令附則1、旧消令11、消基通6-1-1～6-13-9)

●課税の対象とならないもの(不課税)の具体例

[平成27年4月1日現在法令等]

1) 給与・賃金	雇用契約に基づく労働の対価であり、「事業」として行う資産の譲渡等の対価に当たらないからです。
2) 寄附金、祝金、見舞金、補助金等	一般的に対価として支払われるものではないからです。
3) 無償による試供品や見本品の提供	対価の支払いがないからです。
4) 保険金や共済金	資産の譲渡等の対価といえないからです。
5) 株式の配当金やその他の出資分配金	株主や出資者の地位に基づいて支払われるものであるからです。
6) 資産について廃棄をしたり、盗難や滅失があった場合	資産の譲渡等に当たらないからです。
7) 心身又は資産について加えられた損害の発生に伴い受ける損害賠償金	対価として支払われるものではないからです。 しかし、損害賠償金でも、例えば次のような場合は対価性がありますので、課税の対象となります。 イ 損害を受けた棚卸資産である製品が加害者に引き渡される場合で、その資産がそのまま使用できる場合や、軽微な修理をすれば使用できる場合 □ 無体財産権の侵害を受けたために受け取る損害賠償金が権利の使用料に相当する場合 ハ 事務所の明渡しが期限より遅れたために受け取る損害賠償金が賃貸料に相当する場合

(消法2、4、消基通5-1-1～2、5-2-4～5、5-2-8、5-2-13～15)

●帳簿の記載事項と保存

課税事業者は帳簿を備え付けて、これに取引を行った年月日、内容、金額、相手方の氏名又は名称などの必要事項を整然とはっきり記載し、この帳簿の閉鎖の日の属する課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間、納税地等で保存する必要があります。

なお、帳簿は、これらの記載事項を充足するものであれば、商業帳簿でも所得税・法人税における帳簿でも差し支えありません。

<主な記載事項>

- ・ 取引の年月日
- ・ 取引内容
- ・ 取引金額
- ・ 取引相手の氏名又は名称

[平成27年4月1日現在法令等]

取引区分	帳簿への記載事項
資産の譲渡等を行った場合	①取引の相手方の氏名又は名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額
売上返品を受けたり、売上値引きや売上割戻し等を行った場合	①売上返品等に係る相手方の氏名又は名称 ②売上返品等に係る年月日 ③売上返品等の内容 ④売上返品等に係る金額
仕入返品をしたり、仕入値引きや仕入割戻し等を受けた場合	①仕入返品等に係る相手方の氏名又は名称 ②仕入返品等に係る年月日 ③仕入返品等の内容 ④仕入返品等に係る金額
貸倒れが生じた場合	①貸倒れの相手方の氏名又は名称 ②貸倒れ年月日 ③貸倒れに係る資産又は役務の内容 ④貸倒れに係る金額
課税貨物に係る消費税額の還付を受けた場合	①保税地域の所轄税関名 ②還付を受けた年月日 ③課税貨物の内容 ④還付を受けた消費税額

(消法30、38、58、消令49、50、58、71、消規27、消基通17-3-1)

●有形減価償却資産の耐用年数

[減価償却資産の耐用年数等に関する省令より抜粋]

	細目		耐用年数
事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	孔版印刷又は印書業用のもの	3
		その他のもの	5
	電子計算機	パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	4
		その他のもの	5
	複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの		5
	その他の事務機器		5
	テレタイプライター及びファクシミリ		5
	インターホーン及び放送用設備		6
	電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品	事務机、事務いす及びキャビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用のもの	5
		その他のもの	8
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器		5
	冷房用又は暖房用機器		6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		6

●例示：LAN設備の耐用年数

※ LAN設備を構成する個々の減価償却資産ごとに償却費の計算を行う場合には、その耐用年数はおおむね次のようになります。

個々の減価償却資産	「種類」「構造又は用途」「細目」	耐用年数
サーバー	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」	6
ネットワークオペレーションシステム、アプリケーションソフト	「無形減価償却資産」「ソフトウェア」「その他のもの」	5
ハブ、ルーター、リピーター、LANボード	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電話設備その他の通信機器」「その他のもの」	10
端末機	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「電子計算機」	6
プリンター	「器具及び備品」「事務機器及び通信機器」「その他の事務機器」	5
ツイストペアケーブル、同軸ケーブル	「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「主として金属製のもの」	18
光ケーブル	「建物附属設備」「前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの」「その他のもの」	10

●無形減価償却資産の耐用年数表（抜粋）

種類	耐用年数
特許権	8
ソフトウェア： 複写して販売するための原本	3
ソフトウェア： その他のもの	5
実用新案権	5
意匠権	7
商標権	10
営業権	5

●減価償却の償却率表

※ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については、国税庁等のホームページをご参照下さい。

平成19年4月1日～平成24年3月31日

耐用 年数	定額法	定率法		
	償却率	償却率	改定償却率	保証率
2	0.500	1.000	—	—
3	0.334	0.833	1.000	0.02789
4	0.250	0.625	1.000	0.05274
5	0.200	0.500	1.000	0.06249
6	0.167	0.417	0.500	0.05776
7	0.143	0.357	0.500	0.05496
8	0.125	0.313	0.334	0.05111
9	0.112	0.278	0.334	0.04731
10	0.100	0.250	0.334	0.04448
11	0.091	0.227	0.250	0.04123
12	0.084	0.208	0.250	0.03870
13	0.077	0.192	0.200	0.03633
14	0.072	0.179	0.200	0.03389
15	0.067	0.167	0.200	0.03217
16	0.063	0.156	0.167	0.03063
17	0.059	0.147	0.167	0.02905
18	0.056	0.139	0.143	0.02757
19	0.053	0.132	0.143	0.02616
20	0.050	0.125	0.143	0.02517
21	0.048	0.119	0.125	0.02408
22	0.046	0.114	0.125	0.02296
23	0.044	0.109	0.112	0.02226
24	0.042	0.104	0.112	0.02157
25	0.040	0.100	0.112	0.02058
26	0.039	0.096	0.100	0.01989
27	0.038	0.093	0.100	0.01902
28	0.036	0.089	0.091	0.01866
29	0.035	0.086	0.091	0.01803
30	0.034	0.083	0.084	0.01766
31	0.033	0.081	0.084	0.01688
32	0.032	0.078	0.084	0.01655
33	0.031	0.076	0.077	0.01585
34	0.030	0.074	0.077	0.01532
35	0.029	0.071	0.072	0.01532

平成24年4月1日以後取得

耐用 年数	定率法		
	償却率	改定償却率	保証率
2	1.000	—	—
3	0.667	1.000	0.11089
4	0.500	1.000	0.12499
5	0.400	0.500	0.10800
6	0.333	0.334	0.09911
7	0.286	0.334	0.08680
8	0.250	0.334	0.07909
9	0.222	0.250	0.07126
10	0.200	0.250	0.06552
11	0.182	0.200	0.05992
12	0.167	0.200	0.05566
13	0.154	0.167	0.05180
14	0.143	0.167	0.04854
15	0.133	0.143	0.04565
16	0.125	0.143	0.04294
17	0.118	0.125	0.04038
18	0.111	0.112	0.03884
19	0.105	0.112	0.03693
20	0.100	0.112	0.03486
21	0.095	0.100	0.03335
22	0.091	0.100	0.03182
23	0.087	0.091	0.03052
24	0.083	0.084	0.02969
25	0.080	0.084	0.02841
26	0.077	0.084	0.02716
27	0.074	0.077	0.02624
28	0.071	0.072	0.02568
29	0.069	0.072	0.02463
30	0.067	0.072	0.02366
31	0.065	0.067	0.02286
32	0.063	0.067	0.02216
33	0.061	0.063	0.02161
34	0.059	0.063	0.02097
35	0.057	0.059	0.02051